

入札公告

(分任支出負担行為担当官)

海上自衛隊

函館基地隊本部経理科長 佐々木 伸吉

次のとおり、一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	履行期限	履行場所
06-1-1024-2105-0001-00	米内地	令和6年6月24日	函館基地隊本部

2 競争参加資格者

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」で等級D以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 入札手続等

- 仕様書の交付期限
日時：令和6年5月7日(火) 16時45分
(仕様書受領の際に、資格審査結果通知書の写を提出して下さい。)
- 入札の日時及び場所
日時：令和6年5月8日(水) 13時30分
場所：入札書の提出は、第8項 其他(3)のとおり。
- 入札方法：総価で行う。なお、電送による入札は認めない。
- 入札の無効
ア 本公告に示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した者。
イ 電送による入札。
ウ 仕様書又は内訳書を交付期限までに受領していない者。

4 保証金に関する事項

- 入札保証金及び契約保証金：免除
- 落札者が契約を結ばないときは、落札金額(入札書に記載した金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108、経過措置が適用される契約については適用される税率に応じた率)に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

5 契約書作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。

6 適用する契約条項

売買契約一般条項

7 入札及び契約心得並びに契約条項を示す場所

海上自衛隊函館基地隊本部経理科事務室

8 その他

- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札価格と致しますので、各入札者は、消費税課税免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100、経過措置が適用される契約については適用される税率に応じた率)に相当する金額(消費税を除く)を入札書に記載して下さい。
- 入札書を郵送する場合は、封筒表面に件名を朱書の上、必ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で入札前必着(令和6年5月7日 16時45分)で送付して下さい。
- 中小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定するものをいう。)である場合には、一定の条件を満たす契約について、流動資産担保融資保証制度を利用することができる。その場合、「債権譲渡制限特約の部分的解除に関する特約条項」を適応する。
- 詳細は、海上自衛隊函館基地隊本部経理科契約係へお問い合わせ下さい。

〒040-0052 函館市大町10番3号

海上自衛隊函館基地隊本部経理科契約係 岸本 電話：0138-23-4241(内線247) FAX：0138-22-3418

海上自衛隊ホームページ：<http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/index.html>

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	MLC 8920-502-81499	仕様書番号	
名称	米内地	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和6年4月15日
		改正年月日	
		単位	KG
函館基地隊本部補給科			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊函館基地隊本部において調達する国産米について規定する。

1.2 種類

令和5年産国内産水稻うるち玄米1等検査米（参考銘柄：ふっくりんこ、ゆめぴりか）又は同等以上のものとし、混合は認めない。

2 製品に関する要求

2.1 加工法

加工法は、歩留り90%以上とする。

2.2 品位

品位は、農産物検査法に基づく農産物規格規定に定める完全精米において、1等の品位に適合する精米とする。

2.3 調達数量

4,560kg

2.4 品質保持期限

品質保持期限は、納入後、常温において、6ヶ月以上の期間を有するものとする。

3 検査

検査は、外観、数量及び第三者機関による性状調査結果報告書又は、自社による品質を証明する書面（品質証明書及び精米品質検査書）により実施する。なお、検査官が必要と認めた場合、自社搗精工場において、精米工程等の確認をするものとする。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、クラフト紙3層製紙袋（JIS P 3401）30kg詰めとし、防湿防塵等の衛生的な梱包とする。

4.2 包装の表示

包装の表示は、農産物資の規格化等に関する法律に基づく玄米及び精米品質表示基準により表示するものとする。

5 その他の指示

5.1 応札

同等以上のものを応札予定の場合は、事前に官側の承認を得るものとする。

5.2 提出書類

提出書類は、表1による。

表 1 - 提出書類

番号	書類名	提出先	部数	提出時期
1	性状調査結果報告書又は 品質証明書及び精米品質検査書	検査官	1	納品時
2	納品書	検査官	4	納品時

5.3 仕様書の疑義

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。